

## 令和2年度真室川町地域共助除雪事業について

### ～ 除雪作業グループ募集中 ～

真室川町地域共助除雪事業は、高齢者世帯等の玄関前除雪支援事業として、平成26年度から実施され、昨年度は20団体で39世帯の高齢者世帯で除雪作業を行っていただきました。

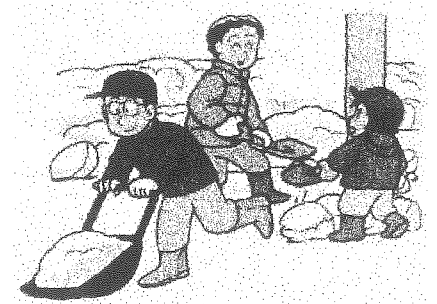
今年度も、引き続き事業を継続していきます。

事業の概略は下記のとおりですが、申請書等の様式は、各区長に配付しております。

### 事業の内容

#### 1. 除雪作業を行う組織（グループ）を結成

町行政区、又は隣接する複数の行政区の住民で構成された組織。（町全体を活動範囲としている組織を除く）が、補助対象となります。民生委員の参加（必須）



#### 2. 組織の活動内容と対象となる世帯

##### (1) 日常的除雪の対象者（対象者の玄関前除雪は必須）

① 町内に在住

② 高齢（75歳以上）または障がいにより日常的な除雪ができない世帯で  
町民税の所得割10万円未満の世帯のみ

③ 本人の申し出があること。（①・②・③が全て該当すること）

##### (2) 地域の困りごと解決のための除雪

（例として）空家前の除雪、除雪車の来ない生活道路、防災関連施設、通学路の確保。

#### 3. 助成金額

活動費の助成

(1) 日常的除雪（玄関前門口除雪）	1世帯当たり	20,000円	×	世帯数
(2) 地域の困りごとに応じた除雪支援	1地区	30,000円		

#### 4. 助成金の使いみち

(1) 地域の困りごとを解決する場合、用途は自由です。

（作業員日当、除雪機燃料費・借上代、保険料、スノーダンプなどの用具購入費等）

(2) その他、事務局にご相談ください。

※ 申請書等の様式は、社会福祉協議会、福祉課に用意しています。

※ 申込期限：令和2年11月13日（金）社協事務局まで（健康管理センター内）

事務局：真室川町社会福祉協議会内 担当：五十嵐、柿崎 電話・FAX64-1515

## 5. 事業の流れ

## ① グループ（組織）を作ります。（組織名称の決定 例：〇〇除雪隊 等）

- ・ 代表者、相談窓口となる方、構成員（除雪する人）を決める。
- ・ 民生委員は対象世帯の現状を把握するアドバイザーとして必ず加入します。  
しかし、代表者にはなりません。

## ② どこを除雪をするか決めます。

- ・ 日常的除雪の対象者（民生委員と相談、町による所得要件等の確認）
- ・ 地域の雪による困りごとは何か。（空家前除雪・・・等）

## ③ 除雪のための準備

- ・ 道具はどうか（作業する人の道具を使うか、組織で購入するかなど）。
- ・ 作業する人の作業日当等はいくらにするか。
- ・ 玄関前除雪の頻度、困りごと解決除雪の日時はどうか。

## ④ 希望者の取りまとめ（要綱 様式 1）

- ・ 対象者となる世帯のうち希望者する方に申請書を記入してもらう。

## ⑤ 申請（事業計画書、収支予算書、対象者名簿）（要綱 様式 2～5）

## ⑥ 支給決定 及び 事業費支払

## ⑦ 除雪

- ・ 日常的除雪については日報に記入し、対象者から確認印をもらう。
- ・ 支出については、必ず領収書をもらうこと。

## ⑧ 実績報告（事業報告書、作業日報、収支決算書、領収書等）

## ⑨ 交付金の精算 事業で余った交付金は返還する。